(公財)日本スケート連盟

スピードスケート競技バッジテスト規則

第1条 【目 的】

我が国におけるスピードスケートの競技人口を広範囲に開拓し、優秀なスケーターを育成し、スピードスケート競技記録の飛躍的な向上に寄与するとともに、各種競技会の円滑なる 運営を図ることを目的とする。

第2条 【級の制定】

最高位をAAA級とし、以下E級に至る7段階を制定する。

第3条 【受験資格】

- (1) E級からC級までは本連盟への登録の有無を問わない。
- (2) **B級**以上は本連盟の登録競技者に限る。
- (3) B級以上は有効期限を3年間(有効年度の6月末日まで有効)とし有効期限内に更新手続きを取らない場合は資格を喪失する。

・上記で定める有効期限は次のとおりとする。							
7/1	6/	30 6/	′30	6/30		6/30	
	取得年	1年目	2年目		3年目		
※ 取得年度は3年間の有効期限に含めない							

第4条 【合格基準】

- (1) 公式競技会又はバッジテスト競技会において、同一シーズン中に出されたタイムにより 決定する。
- (2) AA級までは同一シーズン中の各種競技会における2距離、AAA級においては1距離で、別表に規定された合格基準タイムに達した場合に合格とする。
- (3) A級以上の合格は、標準ダブルトラック及び標準ショートトラックによる公式競技会に 限る。

第5条 【バッジテスト競技会】

- (1) B、C、D、E級を取得するために特別な競技会を開催する場合は、次により実施しなければならない。
- a) 競技役員の構成は、レフェリーを含む2名以上のS級公認審判員及び3名以上のF級公認審判員が必要である。
- b) 手動計時によりバッジテスト競技会を行う場合は、2名のスケーターに対し1個の時 計で計時してもよい。

- c) バッジテスト競技会を開催する場合は、事前に<u>各都道府県</u>連盟に届出をし、承認を得なければならない。
- d) 競技会の主催者は開催に必要な経費として参加料を徴収することができる。
- e) 本競技会の参加資格は本連盟への登録の有無を問わない。

第6条 【バッジテスト委員会の業務】

- (1) 本連盟スピード委員会は、バッジテスト担当委員を設け、次の業務を行う。
- a) バッジテストの運用に関する件
- b) 認定証及びバッジの作成と配布
- c) B級以上の認定者の確認
- d) 各都道府県から提出された認定報告書のファイル
- e) 本連盟スピード委員会における前シーズンの合格状況の報告
- f) その他バッジテストに関する件
- (2) 各都道府県連盟は、バッジテスト担当委員を設け、次の業務を行う。
- a) 当該連盟内のバッジテストの運用に関する件
- b) 当該連盟内所属の各級合格者の認定、および第8条における競技者の記録証明
- c) 各級の認定証及びバッジを本連盟より購入し、合格者に交付する。
- d) 当該連盟内所属の取得者全員について、認定者台帳及び同個人台帳を作成し管理する。

(〈別紙様式2、3>)

- e) 申請書のファイル
- f) 毎年6月末日までに、当該年度の各級の合格者認定状況を定められた認定報告書により、本連盟スピード委員会に報告する。 (〈別紙様式1〉)
- g) その他当該連盟内のバッジテストに関する件

第7条 【認定証及びバッジの交付】

- (1) 各級の認定証及びバッジの交付は、次により行う。
- a) 各都道府県連盟バッジテスト担当委員は、受験者からの申請に基づいて、競技会での レフェリーの証明を確認の上、認定証に所定の事項を記入し申請者に認定証及びバッジ を交付する。
- b) 海外のISU公式競技会で樹立したタイム及び競技会終了後に申請されたタイムも認 定の対象とし、申請時に提出する公式リザルトの写しをもってレフェリー証明に代える ことができる。ただし、当該シーズン終了までに限る。
- c) 申請書 2 部のうち、1 部(正) は当該連盟内所属分を保管し、残り1 部(副) は記録証明 の発行元連盟がそれぞれ 5 年間保管する。
- d) 各都道府県連盟はあらかじめ本連盟より別に定めた認定料で各級の認定証及びバッジを購入しておくことができる。
- (2) バッジテスト認定書の再発行<u>が必要な場合、本人又はチーム代表者から発行元都道府</u> 県連盟に申し出る。再発行の申し出により発行元都道府県連盟バッジテスト担当委員は

取得級及び有効期限を確認し、再発行する。再発行費用は、運用マニュアル 1-10 を適用する。

第8条 【他の連盟所属競技者の競技会への参加】

- (1) 各都道府県連盟の主催する競技会において、他の連盟の所属競技者がバッジテスト受験のため参加を申し出た場合は、その競技会の主催者は可能な限り便宜を図るものとする。
- (2) 他の連盟主催の競技会に出場する競技者は、事前に所属連盟の許可を受けておかなければならない。

第9条 【附 則】

本規則は昭和55年11月1日制定施行。

昭和59年10月1日改訂施行。

昭和62年9月 1日改訂施行。

平成 元年9月 1日改訂施行。

平成15年6月29日改訂施行。

平成17年6月19日改訂施行。

平成17年9月29日改訂施行。

平成21年3月15日改訂施行。

平成27年5月16日改正施行。

平成29年7月1日改訂施行。

*別紙様式は連盟HPからダウンロードすること。

別表 各級合格基準

(平成29年7月1日より運用)

スピードスケート

男 子	500m	1000m	1500m	3000m	5000m	10000m
AAA級	35. 50	1. 11. 00	1. 51. 00	3. 50. 00	6. 45. 00	14. 10. 00
AA級	37. 50	1. 16. 00	1. 57. 00	4. 10. 00	7. 10. 00	14. 45. 00
A級	39. 50	1. 21. 00	2.05.00	4. 28. 00	7. 35. 00	15. 50. 00
B級	43.00	1. 29. 00	2. 17. 00	4. 51. 00	8. 22. 00	17. 24. 00
C級	50.00	1. 45. 00	2. 40. 00	5. 40. 00	9. 30. 00	19. 20. 00
D級	55. 00	1. 56. 00	2. 56. 00	6. 14. 00		
E級	1. 10. 00	2. 28. 00	3. 44. 00	7. 56. 00		

女 子	500m	1000m	1500m	3000m	5000m
AAA級	39.00	1. 18. 00	2.00.00	4. 15. 00	7. 20. 00
AA級	42.00	1. 25. 00	2. 13. 00	4. 40. 00	8.00.00
A級	45.00	1. 32. 00	2. 22. 00	5. 03. 00	8. 45. 00
B級	48.00	1. 40. 00	2. 38. 00	5. 42. 00	10.00.00
C級	57.00	2. 00. 00	3. 02. 00	6. 28. 00	11. 09. 00
D級	1. 05. 00	2. 16. 00	3. 28. 00	7. 22. 00	
E級	1. 20. 00	2. 58. 00	4. 30. 00	9. 20. 00	

ショートトラック

男 子	500m	1000m	1500m	3000m
AAA級	42.600	1. 28. 500	2. 18. 000	4. 50. 000
AA級	45.000	1. 33. 000	2. 25. 000	5. 08. 000
A級	48.500	1.40.000	2. 38. 000	5. 30. 000
B級	53.000	1. 50. 000	2. 52. 000	5. 58. 000
C級	59.000	2. 05. 000	3. 12. 000	6. 32. 000
D級	1. 06. 000	2. 20. 000	3. 35. 000	
E級	1. 23. 000	2. 56. 000	4. 30. 000	

女 子	500m	1000m	1500m	3000m
AAA級	46.000	1. 35. 000	2. 28. 000	5. 08. 000
AA級	48.500	1.40.000	2. 36. 000	5. 18. 000
A級	53.000	1. 49. 000	2.51.000	5. 45. 000
B級	58.000	2. 01. 000	3. 10. 000	6. 38. 000
C級	1. 07. 000	2. 22. 000	3. 38. 000	7. 25. 000
D級	1. 18. 000	2. 45. 000	4. 14. 000	
E級	1. 35. 000	3. 21. 000	5. 09. 000	